

令和3年度第3回 静岡県環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和3年6月9日（水）午後1時30分から4時00分まで
場 所	静岡県本館4階特別会議室
出席者 職・氏名	<p>○委員（敬称略、五十音順）14名 秋山信彦※ 今泉文寿 岡島 いづみ※、岡田 令子、岡村 聖※、 加須屋 真、小泉 透※、斎藤 貴江子、立蔵洋介※ 坂東 英代、 東 恵子、森下 祐一（副会長） 横田久里子※ 吉崎 真司（会長）</p> <p>○事業者等 株式会社ブルーキャピタルマネジメント※、一般財団法人日本気象 協会※ ※印は、WEBでの参加者</p> <p>○事務局（県側出席者） くらし・環境部環境局生活環境課長 他</p>
審 議	（仮称）函南太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書の3回目審議
配布資料	<p>令和3年度第3回静岡県環境影響評価審査会 次第 出席者名簿（審査会委員、事業者、事務局） 配席図</p> <p>【審議資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【資料1】 前回審査会（5月13日開催）における委員からの意見 等に対する事業者の見解 ・【資料2】 函南町長の意見等に対する事業者の見解 ・添付資料1 環境影響別評価の項目の選定（4頁） 添付資料2 ボーリング柱状図 添付資料3 ボーリング調査で確認された層序表 添付資料4 ボーリング調査位置図・推定地層断面図（7頁） 他 鳥類の渡りの経路図 他 現地形の傾斜図 ・答申案調整表

1 開 会

(事務局)

令和3年度第3回静岡県環境影響評価審査会を開催いたします。まず本日の会議の成立を確認させていただきます。お手元の資料の次第の次のページ、委員表を御覧ください。本日は14名の委員の皆様のご出席となっております。委員につきましては13時40分ごろからの出席と伺っておりますので御承知ください。静岡県環境影響評価条例施行規則に定められました委員の過半数の出席と本審査会に関する手続きを満たしておりますことを御報告いたします。

それでは次第の2に移ります。本日は函南町軽井沢を事業想定区域としている太陽光発電所の建設事業、(仮称)函南太陽光発電事業にかかる環境影響評価方法書について3回目の御審議をいただきます。前回は4月に開催しました1回目の審査会において委員からいただきました御意見への事業者見解と住民意見、県庁内の関係課からの意見に対する事業者見解について説明を受け御審議いただきました。今回は5月13日に開催しました第2回審査会でいただきました委員からの意見に対する事業者見解と函南町長からの意見等に対する事業者見解について説明を受けた後、意見交換を行っていただきます。意見交換が終わりましたら、休憩を挟んで答申案の審議をいただきます。

続いて審議における留意事項を御説明いたします。本日は一部の委員と事業者はウェブの参加となっておりますので、円滑な審議のため、発言者は発言の前に御名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

それでは議事の進行につきましては、静岡県環境影響評価審査会の会長をお願いいたします。会長、よろしくをお願いいたします。

2 審 議 (仮称) 函南太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書について3回目の審議

(会長) 皆様こんにちは。

それでは開会させていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日審議する事業につきましては、前回5月13日の審査会で委員から多くの御意見をいただきましたので、まずは審査会の委員からの意見に対して事業者さんの見解を述べるところから始めさせていただきたいと思っております。事業者さんの方には資料が届いているかと思っておりますので、まずは10分程度、時間を使わせていただいて、事業者としての見解を御説明いただければありがたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(1) 前回審査会（5月13日開催）における委員からの意見等に対する事業者の見解についての審議（事業者の説明と質疑応答）

ア 事業者の説明

（事業者） まず、第2回審査会の意見に対する見解の修正及び追加の説明をいたします。意見の1、項目の設定につきましては、県条例の項目の順番に従って、評価項目として選定した結果を添付資料1の表の1のとおりにお示ししております。前回の説明から変わった箇所は、温室効果ガスと気温の変化です。温室効果ガスを放出中及び施設の稼働で選定いたしました。また反射熱は反射光が室内に入り室温が高温になった事例があるため、**光害（反射光）で取り扱うこと**にいたしました。また、気温の上昇については、気温の変化を評価項目として選定いたしております。この項目を選定する理由及び選定しない理由をすべての条例項目について添付資料1の表の4、1の5に記載しております。

次に意見の2でございますが、住民の理解が得られていないのであれば環境省等の策定しているガイドラインを踏まえておらず適切ではないと考えるとの御意見については、本事業においてもガイドラインに示されている地域住民の理解を得ることや、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めることの趣旨に従って、住民の皆様にご理解いただけるよう説明会を重ね事業を進めており、引続き皆様にご理解いただけるように真摯に対応する所存でございます。

次に意見の4でございますが、アセスは林地開発許可とは別の視点で審議していくことになるので、町長、住民、アセス委員等の意見を踏まえて対応していただきたいとの意見に対しては、事業計画の策定にあたっては、それらの意見を踏まえて可能な限り、土砂崩壊や洪水などの災害が発生しないよう検討していきたいと考えております。

続きまして水質の意見9でございます。濁水のモニタリングは単に水質汚濁としてではなく、土地の安定性や生態系への影響も小さくないため、河川中の濁水モニタリングは簡便であり、降雨中の流量ピーク時のデータは重要であると考え、との意見に対しまして、「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」におきましては、水の濁りの評価について、各種降雨条件に対応した実際の浮遊物質量を設定してまでの評価は必要ではない、言い換えますと、日常的

な降雨時に、水の濁りが生じないとされていますので、可能な限り雨量が多い条件で1回調査を行います。調査に際しましては降雨中の流量ピークが把握できますように複数回調査を行います。また、方法書では、魚類・底生生物の調査を予定していますので、その中で、水の濁りの影響について予測・評価をいたします。

続きまして意見10でございます。大規模に森林伐採をするため、水の循環が変化することが予測されることから、その地域の水循環がどのように変化するかを予測し評価する必要があると考えられるとの意見に対しては、本事業の開発面積は柿沢川の河川流域に対する割合から考えると小さく、地域の水循環に影響を与えるほどの事業ではないと判断いたします。

意見11でございます。調整池に一時的に貯留する水について流出はないかという意見でございますが、SSは1ミクロンから2ミクロンミリが該当ですので、それより小さい粒子は事業の予測・評価の対象とはなりません。

続きまして意見13でございます。通常下流への土砂供給は河川の働きの一つだが、調整池設置に伴う土砂流出の影響は評価しなくてよいのかという意見につきましては、柿沢川の集水域に対する改変の割合が小さいことから、土砂運搬量の予測・評価までは必要ないものと判断しております。

次に土地の安定性についての御意見、18でございますが、現地の地質の分布等の状況を把握するために、柱状図を比較する図面の提示については、地質調査等で既に得ている情報として**地点7を含め**柱状図の整合等を行い、添付資料4でお示ししております。

次に景観の意見28、29の意見についてですが、丹那盆地ならではの盆地景観として自然景観が人口景観に変わってしまうがシミュレーション地点を示すだけでなく盆地景観というものをどのように考えているのかとの御意見については、丹那盆地からの眺望景観は山々に囲まれた盆地状の景観としてとらえられる囲繞景観としての側面もありますので、そのような視点も含めて、フォトモンタージュによる景観の変化について予測・評価をいたします。また眺望店からの眺望景観の変化に加え囲繞景観としての視点を含めて、伊豆ジオサイト等の景観資源への影響についても予測・評価をいたします。

以上が第2回の審査会の御意見についての事業者見解とさせていただきます。

イ 質疑応答

(会長) はい、ありがとうございます。それでは委員の皆さんの方から、今の事業者見解に対する質疑応答に入りたいと思います。どなたからでも結構です。

(委員) 前回の第2回審査会で不備だった地質関係の資料が出てまいりましたので、お尋ねしたいと思います。事業区域における地質を明らかにすることは、土地の安定性を評価する上で重要であると考えますので、何点かお尋ねしたいと思います。

新たに出てきたナンバー7の柱状図なのですが、これは添付資料の2ですね。

(事業者) はい、そうでございます。

(委員) 添付資料2なのですが、これは、NO.1のボーリングから100m少ししか離れてないにもかかわらず、ローム層がかなり薄くなっています。それと、ボーリングデータの記載の感じも違いますのでこれは1から6までのボーリングとは別の業者が行った調査なのでしょうか。

(事業者) はい、1番から6番の業者と追加のナンバー7の業者は違う業者となっております。

(委員) 業者名も書かれてないし、標高も書かれていません。標高は1番と同じくらいかと思います。そこで、お尋ねしたいのですが、ローム層と記載していますが、共通のクライテリアで記載しないと理解が得られません。それでこの辺に関しては、添付資料の4番に断面図がありまして、断面図の最初ページには、2号と7号が書き込まれていて、7号に同じ地層名が書かれているのですが、先ほどの添付資料の2ではですね、この地層名が書き込まれてないので、この小さな図では分かりませんので、H v b - 1に2号が対応するということを書いていただかないと分からないと思います。この点は、次回の準備書で明確にさせていただきたいと思います。今私が申し上げたH v b - 1とか2とか、あるいはその下のT V - 1とかというこの記号で示されている層順の根拠になっている論文というのは何なのでしょうか。それをお尋ねしたいと思います。

（事業者） 承知いたしました。少々お待ち下さい。申し訳ございません。地質の専門の会社の方にこの審査会終了後に確認して、事務局の方に回答させていただくよう考えております。

（委員） 第1回目も第2回目も、地質関係の質問をさせていただいているのですが、答えられる方がいらっしゃらないということで、さすがに今回は地質関係の技術の方がそこに出席されているのかなと思ったのですが。そういうことだと、なかなか話が進みません。そうすると、今これからお尋ねしようとしていることも分からないのでしょうか。そちらでは、何を根拠にして層序を立てているかということについては、地質年代を特定するためには、鍵層や広域テフラと言われるかなり広い範囲に堆積しているものがあって、それで、同じ時代を決めてやるということが、普通は行われています。それをやっていたと、もう少しこの層序がわかりやすくなっていくかなというふうに思います。

これ以上、聞いても、答えはないと思われまますので、質問はここで終わりにしたいと思います。

（会長） 質問はありませんか。明らかにしてほしいことだけでも。

（委員） 明らかにしてほしいことは、先ほど私が申し上げた鍵層、広域テフラと呼ばれているもの、年代が定まっているので、確認していただきたい。箱根火山の火砕流堆積物や、富士山、鹿児島島の始良カルデラから飛んできたものも非常に特徴的な年代を示すということで、非常によく研究が進められています。ですので、そういったものを使えば、層序、ここに出されているボーリング柱状図、何らかのクライテリアでこのような層序が作られたと思うのですが、それがもう少し具体的な年代を入れ込むことで、対比しやすくなるというふうに思います。

それで質問の内容を言っといた方がいいということなので、もう少し言いますと、層序を作るのは非常に大事ですが、それを作った上で、事業地内で面的な地質の不均一性がどうなっているかということを最終的には知りたいわけです。土地の安定性を知るためには。ですので、そういった面的な地質図を作るということが大事でして、準備書で、これがわかるような地質図を作成してほしいと思っております。

それからもう1点ですね、ちょっと層序とは離れるのですが、事業実施区域内には活断層の存在が推定されているわけです。土地の安定性を確認する観点からは活断層調査というのは必須だと思います。これまでのお話で現時

点では調査されていないということなのですが、今後、この活断層調査を行っていただきたいと思います。トレンチ調査をすれば、活断層がどういった性質のものかある程度明確になるというふうに思いますので、それをしていただくことが必要だというふうに思っております。以上です。

(会長) はい、ありがとうございます。事業者さん、御了解でしょうか。

(事業者) はい、ありがとうございます

(会長) 今回のこの事業については、我々としても、土地の安定性については、非常に懸念をしているところもございまして、しっかりとしたデータを出していただきたい。その根拠として今、委員から出された地質層序に関する事、今回の事業計画地の地質の不均一性、そういったものが土地の安定性にどう影響を及ぼすのかということも重要でございますし、地震や活断層自体は、今回の環境アセスの予測評価の対象とはならないのですが、この地域の特性としての断層の存在というものが、土地の安定性にどういう影響を及ぼすのかということについては、我々も懸念しているところでございます。今回は、方法書についての審査ということですので、今後、準備書が提出された時に、あの調査はこれでは不足なのではないかと、これはもう一回やり直さないといけないかと、というようなことが起きないように、しっかりと調査計画を立案したうえで調査をしていただきたいということなのですが、よろしいでしょうか。

(事業者) 承知いたしました。しっかり検討させていただきます。

(会長) それでは委員の方からお願いいたします。

(委員) よろしく申し上げます。資料1の5のところですが、表土の流入はあるとは思いますが、調整池の容量を圧迫するものではないと考えていますというふうに書かれています。それに対する数値的な根拠みたいなものがありましたら、教えていただきたいと思います。

(会長) よろしいでしょうか。今の資料の1の5。

(事業者) もう一度、御質問いただいてもよろしいでしょうか。

(会長) 資料1のナンバー5、切土、盛土法面の安定性、豪雨時に調整池に土砂が流入したという場合、調整池の容量が不足することを想定しているのかということについて、事業者さんとして、表土の流出はあると思うが、調整池の容量を圧迫するものではないと考えるという御見解をいただいているので、その根拠となるデータなり資料はありますかという質問です。

(事業者) 今いただいた意見につきまして、調整池を設計した際の資料を審査会の後に事務局の方にお送りさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(会長) 今日はどの程度の資料やデータを準備して審査会に臨んでいただいているのでしょうか。質問しても今日お答えをいただかないと、なかなか具体的な意見交換にならないし、方法書の議論に行き着かないのですが。

(事業者) 今の件についてなのですけども、調整池、設計の中である程度土砂が堆積してもその能力を失わないというふうにしてあります。ただ今お示ししている形としてはその土の量がどの程度なのかということは、流入量によって変化するというところもございますので、調整池の詳細な情報、申し訳ありません、その情報は本日、現時点では、手元にはないのですけども、どの程度の流入があった場合、そこに流れ始めるのか、逆にどの程度まで耐えられるのかということは、お示しできますので、提案をさせていただきたいと思います。

(会長) はい。どうでしょう。

(委員) 関連して3つほど挙げますけれども、まず調整池の土砂の流入したものの除去の頻度は、どの程度を想定しているのかというのが1点、それから土砂が実際に、普通の状況でどのぐらい流入することを想定されているのかということ、それから除去をした土砂の処分はどういうふうにするのか、以上、3点です。

(事業者) 今の流入についての処分ということがあったのですけども、調整池は大切な防災施設になります。この防災施設は、定期巡回を含めて、常に監視状況に置き、また雨や土砂の流出、そうした場合ですね、順次浚渫するというふうに考えております。なので、逆にどのぐらいの土砂が流入したら浚渫するという考え方でなく、日々の管理において、溜まっていたらその都度、浚渫するというふうなことを考えております。土砂の流入量については、先ほど申し

上げたとおりそのようなことを計算の上で設計しておりますので、推定根拠となる資料を後程提出させていただければと思います。

(委員) 調整池から除去をした土砂の処分について、どのようにお考えでしょうか。

(事業者) 基本持ち出し、場内から場外に持ち出すということは考えておりません。場内で浚渫した土砂を場内の影響がない所に置く、というふうに考えております。

(会長) はい、ありがとうございます。次の件に移りたいと思います。どなたか、お願いします。

(委員) 10番の質問に対する回答と関連したお願いです。事業予定の地域というのは、過去に災害が起きている地域でありまして、地質とか地形条件からいっても、土砂や水の流出への懸念がもたれている地域であります。今回、調整池の設計というのは一般的な式に基づいて行われていると思うのですが、やはりそういったものというのは、地域特性に影響を受けて不確実性みたいなものがあると思います。ですので、是非、適切な調査あるいは観測を行って、環境への影響評価をしていただきたいというところがございます。9番の回答の中に、「マニュアルに基づき、日常的な人間活動が見られる日常的な行為を対象として調査を行う」ということなのですが、洪水のリスクが高まったり、土砂の流出の量が大きくなるというのは、人間活動が見られる日常的な行為ではないと思います。以前も同様の質問があった時に、自動観測はなかなか難しいという、以前試みたことがあったが失敗したという回答をしていただきましたけれど、自動観測って普通に機械が売られていまして、いろんな溪流でもデータの蓄積があります。ですので、できないとか、やらなくてもいいというふうに決めつけてしまうのではなくて、ここの事業地というのは過去の災害の履歴や懸念というのがありますので、是非適切な観測をやっていただいて、環境への評価を行っていただきたい。適切などいう中には、自動観測も含めて影響評価するというのを検討いただけたらと思います。以上です。

(事業者) 承知いたしました。

(会長) お願いしたいことはですね、今、我々が審査しているものは、環境影響評価の方法書であり、この方法書というのは、御承知のように県の環境影響評価条例とその技術指針に則って審査をさせていただいているのですが、一番

大事なことは、スコーピングというプロセスになります。つまり、全県下どこでも同じやり方でアセスをするということではなく、その対象となっている場所の地域特性を明らかにした上で、地域特性に配慮した科学的な調査方法を御提示いただきたいということになります。ですので、マニュアルに載っているからそれでいいということではなく、この地域の特性を考えた時にこの程度まで調査等を行うことが、ここの地域特性を加味したアセスであるということになれば、その程度を調査によって明らかにして、その対応を考えていただくというのがこの方法書の審査の一番求めるところです。ですので、先ほど委員がおっしゃったように、降雨に基づく水がどうなっていくのか、水質についてもどうなっていくのか、町からの懸念も示されておりますので、このあたりは今回の方法書、この事業の中では、調査として非常に重要な部分ではないかと思えます。そういうことをしっかり御認識いただいた上で、しっかりとした科学的根拠が示せるような調査を、適切な時期にやっていただくという意味で御検討いただければというふうに思えます。そうしないと準備書が出てきた時に、再びその方法は不十分だったんじゃないかと、提出されたデータは信頼性がないのではないかという話になった時に、事業者さんにとっても良くないことであります。我々としては、そういう意味でしっかり出戻りのない調査をお願いしたいと思えますので、そういう意味で、この9番についての対応もお願いしたいと思えます。

(委員) もう一つ、また違うことですが、委員から御指摘のあった地盤の話なのですけれど、添付資料4で、地質断面図というのをお示しいただいて、ナンバー7があるANO1という推定地質断面図にナンバー2を投影して断面図を作っているわけですね。ナンバー2をその前のページの地形図上でその地形を見ますと、非常に平らな地形で、上流から流出してきたものが堆積しているような場所なのかなというふうに思えます。それとANO1の測線とも全然別の斜面ですので、もし安定解析をここに書いてあるような地質断面図の作成と同じような手法ですべてをざっくりとやられるようでしたら、それは委員がおっしゃられたような空間的な地質の地盤特性の違いというのを反映してない解析になるのかなというふうに思えます。したがって、特に災害というのが懸念される地域ですので、しっかりとした地盤調査を行ってから、設計をしていただきたいというふうに思えます。以上です。

(会長) 了解でしょうか。

(事業者) 申し訳ございません。ちょっと聞き取りにくくて。途切れてしまうような形でうまく聞こえないのですが。

(会長) 委員、もう一度発言してもらっていいですか。

(委員) 委員から先ほど指摘があったことに関する意見なのですが、添付資料4で、2枚目のプリントで、ANO1という測線の地質断面図を示していただいております。この断面図を作成するに当たって、ナンバー2のボーリングの結果を使っているように見えるのですが、ナンバー2というのは前のページの地形図を見ますと、かなり平坦面にして、周りから移動してきた土砂が堆積するような場所のように見えます。斜面の形状も全然違いますし、そういったものをANO1の測線の地質断面を推定するのに使うというのは少し地盤構造の不均一性を配慮してないようなやり方なのかなというふうに感じます。ですので、是非、地盤調査の方をしっかりとやっていただいて、委員がおっしゃられたような場所の不均一性を考慮した上で安定解析を行っていただいて、災害につながらないような施設の設計をしていただきたいというふうに思います。以上です。

(事業者) 承知しました。

(会長) ほかにございますが。委員お願いします。

(委員) 23番で調査の場所について、一番パネル設置の面積が大きい場所に調査ポイントがないということを伺い、お答えは分かったのですが、かなり広い面積で、しかも傾斜がある場所なので、他とは違う状況が生じているかも知れません。ポイントはなくてもいいですけど、任意観察調査では、この範囲をくまなく調査していただけるようお願いしたいと思います。それが1点と、それから、私今までの2回の審査会の時にお伺いしなかったのですが、住民から、渡り鳥などの飛来が確認されており太陽光パネルの反射が水面などに誤認識されることによる衝突が懸念されるという御意見が出ています。それに対して、問題がないというふうなお答えだったと思うのですが、可能なら事例の収集などを行っていただいて、是非積極的に太陽光発電のパネルが鳥類の生息にどのような影響を及ぼすのかというのも予測、評価していただくとありがたいと思います。日本では、現在このような課題を専門にやっている研究者がいないというのは承知しているのですが、私も海外の事例の文献とかを集めましたので、もし必要でしたら事務局からお渡しすることもできます

ので、是非そのあたりも積極的に取り組んでみていただきたいなと思います。よろしく願います。

(事業者) 御意見ありがとうございました。1番について、しっかりと任意調査等では、全体的な調査を行った上で、鳥類への影響の確認はしてまいるつもりでございます。また2点目について、そういった事例について順次、収集していく予定ではございますが、先生、今おっしゃられたとおり、もし御用意いただけるものがあれば、御提供いただいて、こちらでも確認させていただきたいと思っております。引き続きそういった事例について、収集してまいり、準備書の方で何かしらの記載ができればといったところです。

(会長) はい、ではよろしく願います。時間も限られてきました。じゃあ、委員の方から。

(委員) よろしく願います。先ほど景観の28、29につきまして、盆地景観を有していることから、圍繞景観で評価するというお話をいただきました。その御回答のとおり、是非、圍繞景観での評価をしていただきたいと思っております。続いて、30番の御回答におきまして、施工による一時的な影響については、県の影響評価技術指針では項目に挙がっていないということが書かれております。圍繞景観であるからこそ、造成中の影響の評価が必要と考えます。先ほど会長がおっしゃられた地域特性ということ踏まえ、施工による一時的な影響についても、選定していただきたいということをお願いしたいと思います。

それから、32の質問で、付帯施設としての具体的な施設や構造物について意見を述べさせていただきました。これらの太陽光パネルと付帯施設を含めて、圍繞景観としての評価を行うよう、次の調査を進めていただきたいと考えています。よろしく願います。

(事業者) おっしゃっていただいたことについて、検討するように致します。

(会長) はい、今、委員からの最初の質問は、既に修正案をいただいている添付資料1に、環境影響評価項目の選定というところがあります。この環境影響評価項目の選定の一覧表の中で、6景観というところについて、御提出いただいている修正版ですと、地形の改変及び施設の存在のところだけに○が付いているのですが、今の願いは、造成等の施工による一時的な影響についても景観のところを加えて評価等を行ってほしいという願いです。今は、造成等の一時的な影響の景観のところ○が付いておりません。是非そこにも○を加え

ていただいて、一時的な影響についても景観の予測、評価をしていただきたいというお願いになります。

(委員) 資料1の回答はそうなっております。

(会長) そうですね。審査委員からの意見書に対する見解には行うというふうにお書きになっています。

(委員) 行うとは書いてないです。

(会長) あっ、書いてないのですか。

(委員) 書いてない。

(会長) 書いてないのでお願いしたいということです。

(事業者) 環境影響評価項目の選定において、術指針の方で工事中と記載されているものにつきましては、項目として選定しているのですがけれども、景観については工事中ではなくて、工事完了後、施設の存在となっておりますので、工事中の一番影響が大きいというのが完了後なので、途中の段階というのが、工事の様子によって見え方が連続して変化していきますので、その状況を、詳細に表現することができませんので、ちょっとそこまでの**景観の予測**については、知見等を収集するなりしまして、検討させていただきたいというふうに考えています。

(委員) 先ほど会長がおっしゃられましたが、ここの地域特性である盆地景観を担保するために、圍繞景観の評価を行うということを、是非お願いします。圍繞景観として考えた場合、この工事中、造成の施工の途中についても、非常に大きな影響が予測されます。これはどなたでも予測できるかと思います。しかし、県の評価基準項目では○が付いてない。しなくてよいとありますが、ここの特異性、地域特性ということ踏まえて、この調査項目を追加してください。よろしく願いいたします。

(事業者) 検討いたします。

(会長) よろしくお願ひいたします。ほぼ意見が尽きたようですので、委員の質問に対する事業者さんの見解の質疑応答はこれで終了させていただきます。いろいろ御意見が述べられたと思いますが、最初に言いましたように、この一般的な項目だけを調査するのではなく、この地域の特性を考えた時に、どの項目についてはどこまでしっかり調査をすべきかという視点で、もう一度検討すべきものについては御検討をお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

(事業者) 事業者わかりました。

(2) 函南町長の意見等に対する事業者の見解について

ア 事業者説明

(会長) それでは続きまして、函南町長から意見がたくさん述べられておりました、それに対する事業者さんの見解というものを説明いただきたいので、30分ぐらいしか時間が取れませんけれども、その範囲で効率的に御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

(事業者) まず函南町町意見についての事業者見解でございますが、意見1から13番のはじめについては、本事業にかかわる経緯を示したものですので、事業者見解は今回記載してございません。

まず、全般的事項について、意見14についてでございますが、本事業の実施区域はジオパークや国立公園を含んでいることから、景観や自然環境等に重大な影響を及ぼす可能性があるとして、環境要素に影響する災害に関する項目の記載が不足しており、方法書としては不十分であるとの御意見がありました。今回御意見をいただき項目を再度選定し影響が想定されるものを追加いたしております。またその内容は準備書に可能な限り反映し、根拠及び対策を示す形で住民の不安に対し対応してまいりたいと考えております。

またその次の意見の15につきましては、住民の皆様に対して事業説明等が全く不十分であり、理解されていない状況で不信感だけが存在しているとの御意見がございました。引き続き説明を重ねてまいり、また本手続きにおいて少しでも住民の不安を払しょくできるよう、根拠を示したうえで説明に努めてまいりたいと考えております。

次に困繞景観でございますが、意見の21、現時点で得ている地盤調査や計画エリア付近の状況把握等災害を踏まえ、未然に防ぐことのできる対策と、その根拠資料を直ちに作成し、公表することとの御意見がございましたが、これにつきましては、工事計画と合わせて準備書においてお示ししたいと考えております。

(事業者) 続きまして、環境保全計画でございます。意見ナンバー33でございますが、現状の環境保全計画は地域特性に配慮した内容になっていないことから函南町民や地域住民及び町内関係団体等との調整を図りながら検討し、より具体的な表現で準備書に記載することとの意見に対しましては、準備書では現地調査をして具体的な情報を把握できますので、その結果を踏まえて詳細な工事計画や環境保全措置を検討し、予測・評価をいたします。また予測・評価の結果、影響が大きい場合につきましては、追加の環境保全措置を検討し準備書を作成いたします。

続きまして43番の関係地域でございます。環境項目ごとの調査範囲の設定根拠を示すこと、関係地域の範囲については、本事業の実施区域から3000mとしているが、河川への影響として柿沢川下流域及び狩野川下流域も関係地域に追加することにつきまして、太陽光発電事業につきましては、条例より事業規模が大きい環境影響評価方法につきまして、太陽光発電事業の技術手法であります「発電所に係る環境影響評価の手引」や「面的整備事業のマニュアル」におきまして、影響が想定される範囲として、調査地域及び予測地域等が示されております。それらを踏まえて、方法書には、影響範囲を項目ごとに設定しております。なお、設定根拠につきましては、準備書におきます予測、評価結果で明らかになるというふうに考えます。

続きまして67番の大気環境でございます。工事の施工により建設機械から排気ガスの発生が見込まれるが、現地調査項目として二酸化窒素および浮遊粒子状物質を追加すること等の意見につきましては、工事中の排ガスの影響については、影響が想定される項目ではありませんが、本事業において土砂搬出量が多くかつ走行ルートの沿道に住宅等が存在しますので、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質につきまして、評価項目を選定し、準備書においてその寄与分を予測評価いたします。

次は、騒音及び低周波空気振動の69番でございます。こちらにつきましては、建設作業騒音振動の調査地点は敷地境界付近としておりますけれども、住居住宅等への影響を把握する必要があることから、周辺住居にも地点を設定すること

の意見でございます。調査の地点でございますけれども、民家が近傍にございますので、妥当だというふうに考えております。

続きまして意見 72 でございます。騒音の調査については、騒音にかかる環境基準の評価マニュアルに従って調査地点を選定し解析を実施するようという意見でございます。調査地点につきましては、川の音等を除外すべきであるとか、カーブ等の音の反射の影響を避けるべきとの意見がございましたけれども、このようなマニュアルに従って実施しておりまして、川の影響につきましては設定した実測値を暗騒音として使用しますので、安全側の評価ということになります。調査の地点につきましては、なるべく直線道路で、調査を実施するようしております。

続きまして意見ナンバー74 でございます。パワーコンディショナー等から低周波空気振動の発生も懸念されるため、項目を選定することという意見につきましては、項目を選定し調査、予測・評価を実施いたします。

続きまして水質について、75 番でございます。水の濁りの調査、予測、評価につきましては、調整池から放流される排水の浮遊物質の濃度につきましては、対象事業実施区域から採集しました土質の沈降試験を実施した上で、与えられた時間雨量の条件に基づいて、予測、評価いたします。なお事業において調整池排水は直接河川に排水しますので、途中で土壌浸透することなく、全量河川に放流されるものとして予測・評価を行います。なお地下水流量の確保の観点から、一部の沈降池排水は土壌浸透させることも検討しております。

続きまして意見番号 76 でございますが、林地開発許可条件にある想定した雨量強度を超える降雨があった場合も、下流域の被害が軽減されるように工事中も含めて土砂の流出や濁水の防止対策に万全を期すことに対してでございますけれども、本事業では十分な容量の調整池を設計することで、柿沢川の流量増加を抑制する計画です。土砂の流出や濁水の防止につきましては、万全を期すことといたします。

続きまして意見 77 でございます。調査及び予測地点についての質問でございますが、調査地点は、事業の実施による影響が把握できる場所を選定し、安全に配慮しつつ可能な限りの調査等を行ってまいります。

続きまして、重要な地形、地質の 79 番でございます。ユネスコ世界ジオパークに認定されております伊豆ジオパークのジオサイト等を重要な地形、地質に追加して、ジオパークに認定された場合の景観の保全に努め、本事業がジオパークの再認定に影響がないことの確認を事業者が実施することにつきましては、ジオパークにつきましては、自然景観資源として図表においてお示しいたします。またユネスコ世界ジオパークに認定された場合の景観の保全に努め、調査、予測・評価を行うことで、今後、定期的に予定されている再認定の手続きにおいて、本事業が再認定に影響がないことの確認については可能な限り検討いたします。

続きまして土地の安定性についてでございます。87 番でございます。降雨時における切土・盛土、自然斜面における斜面崩壊や地滑りの危険度を把握するとともに、調査結果を踏まえて工事中の樹木の伐採や土地の造成、ソーラーパネルの設置等における土地の安定性の予測・評価を実施し、地滑り土砂災害による影響を回避すること等の意見に対しましては、斜面の安定性につきましては、盛土面野土地の安定性の評価を行います。また大雨時の土地の安定性につきましては、本事業では土壌浸透能が低下するために、雨水はパネル表面や排水路から調整池に排出されますので、雨水の表層崩壊へのリスクは現状より低減されると考えられます。

続きまして反射光でございます。反射光については、一年間を通して算出可能であるので、3 ケースだけではなく周辺の調査地点及び 1 年間を通したケースを追加することの意見につきましては、反射光につきましては、場所によって影響が異なることから、景観で選定した調査地点について影響の予測評価を実施し、影響を受ける時期や時間を準備書にお示しします。

続きまして地下水・河川の変化でございますが、94 番でございます。農業用水の利用、地下水の利用に関しましては、利水調査を実施します。また湧水につきましては正確な取水位置を調査し集水域を調査して極力変化が集水域に影響が出ないように配慮いたします。

続きまして意見 97 番でございます。本事業の実施区域は豪雨時に災害が発生した経緯がある、過去の災害状況、現況流下能力及び河川計画等を既存資料や聞き取り調査により把握したうえで、河川の流量の変化について現地調査及び予測、評価を実施すること、につきましては、本事業では十分な容量の調整池を設置いたしますが、河川の流量の変化については現地調査を実施いたします

続きまして動物でございます。意見 101 番でございますけれども、オオタカにつきまして調査開始年に営巣地を確認し、確認できた後に営巣地の位置を考慮した地点配置で繁殖期、2 期間と非繁殖期を含む連続 2 年の現地調査を実施すること、調査手法、調査結果、予測評価及び必要な環境保全措置については、静岡県のみならず猛禽類専門家複数人から助言を得て適切に対応すること、の意見につきましては、猛禽類の調査につきましては、今後の調査結果を踏まえまして、検討させていただきたいと考えております。準備書につきましては、その結果等を踏まえたうえで猛禽類に対する知見を有する専門家からの御助言を求めるように致します。

意見 103 です。陸淡水産貝類及びクモ類の現地調査を実施することとの意見に対しましては、御指摘の点につきましては実施する方向で検討させていただきたいと思っております。

意見 108 番でございます。動物に対する影響要因の区分について、工事用資材等の搬出入及び建設機械の稼働については造成等による一時的な影響に包含されるものと考えます。今後の現地調査の結果および事業計画を踏まえた上で適切に予測評価をいたします。

続きまして植物でございます。意見 111 でございますが、富士箱根伊豆国立公園内においては指定植物を重要な種として記録すること、につきましては、指定植物については確認された場合には重要種として扱い、その確認位置、環境等を記録いたします。

続きまして 112、植物相を調査として、春・夏・秋の三季実施しているが、地域特性で重要な種にあげられているミスミソウについては、開花期が 2 月中旬から 3 月であることから、既に実施した時期では不足となるので、1 年間の調査を実施するほか、資料で確認された重要な種の調査適期には確実に調査を実施すること、の意見につきましては、ミスミソウを含めた植物に関しましては、開花時期でなくとも葉の様子といった形態から確認することが可能と考えております。また調査の主目的が植物相の把握にありますので、春・夏・秋における調査において、相の把握は可能と考えており、現時点では冬季を含めた 1 年を通じた調査は考えておりません。

次は意見 114 でございます。現地調査の際、巨樹・巨木等の基準に該当するものが確認された場合は記録することとし、適切に予想評価を実施してまいります

続きまして 115 番でございます。静岡県レッドデータブック 2020 は、既に実施された調査実施年月よりも後に発行されていることから、新たに選定または記録された重要な植物について生育有無を確認するため現地調査を実施すること、また現地調査の範囲が不明確であることから、調査範囲を他の項目と同様に図表等で示すこと、との意見につきまして、植物に関しましては、改めて、春・夏・秋において、再度調査を実施することとしております。調査範囲等につきましては準備書にお示しいたします。

続きまして生態系でございます。意見の 119 番、有害鳥獣の×××でございますけれども、有害鳥獣による被害が増加したという科学的に立証された知見は現在のところ確認されておりません。現地調査において、対象事業実施区域およびその周辺における動物種の生息状況を把握したうえで、生態系に関して評価してまいります。

意見 121。生態系への影響として、排水処理やソーラーパネルの輻射熱による微気象変化の影響も懸念される、そのため、微気象変化による生態系への影響の予測評価を実施すること、との意見に対しましては、微気象の変化による生態系への影響については、現状としては知見が乏しく、その予測手法等について確認されたものはないと認識しております。引き続き最新の知見の収集に努めてまいります。

続きまして景観でございます。景観の 124 番でございます。調査範囲を半径 3 km としているが、その根拠が不明確である。視点場の数については可能なかぎり多く選定することとの意見に対しましては、景観の影響範囲約 3 km は、過去の地方自治体による太陽光発電事業や国の面的評価の事例を踏まえて設定しております。視点場につきましては、可視領域や現地調査を実施した上で可能なかぎり選定します。影響範囲としております約 3 キロに西丹那駐車場がございますが、ここにおける眺望の変化が著しいと予測された場合には 3 km 以遠の地点からの予測についても検討いたします。

次の文化財ですが、意見 135、根府川通という御意見をいただいておりますが、対象事業実施区域内に古道の根府川道が存在しますが、本事業により直接的な

改変が及ぶことが想定されることから、函南町の文化財保護担当課と保全協議を実施し、周囲を含め保全する計画を今、現状の計画としています。文化財として項目を選定し、調査、予測・評価をいたします。

次に飛びまして140番の廃棄物でございますが、廃棄物処理、再利用計画について御意見をいただいております。太陽光発電事業の終了時における廃棄物の予測では、資機材ごとの耐用年数も含めて提示し、破損や劣化に伴う不具合や発電事業の途中のソーラーパネル交換も予測対象といたします。ソーラーパネル素材が未定の場合も、他事例を引用するのではなく、より具体的な事業計画に基づく廃棄物処理・再利用計画を検討し、環境に配慮した計画を準備書に記載したいと考えております。

また、意見146の土砂災害についてでございますが、住民の方々に対しても、対応策や補償方法を示すことという御意見がありました。河川の変化、土壌・土砂の流出・堆積は、項目に入れておりますので、土砂災害の調査、予測、評価をしております。本事業が起因となる事故については、協議の上、補償させていただきたいと現時点では考えております。なお、補償内容につきましては、近隣区、行政区と協定書を締結することなどで対応したいと考えております。

次に意見155の地域交通でございますが、工事用資材等の搬出入車両の通行により、沿線住民の道路利用への影響が懸念されております。地域交通について項目を選定し、調査、予測、評価をいたします。事業計画の作成に当たっては、車両の通行においては一般道路利用及び周辺住民に影響がないよう工事中の誘導員配置の検討など、環境保全措置を検討し、また、交通量については、複数個所での調査を検討いたします。また交通量調査においては、軽井沢地区の公民館前の空き地の借用が生じることから、関係機関及び周辺住民の理解を得て調査を行いたいと考えております。

以上が弊社の函南町長の意見に対する事業者見解となります。

(会長) どうもありがとうございました。それでは質疑応答に入りたいと思います。委員の皆さんから積極的な御発言をよろしく願います。はい、委員の方から願います。

(委員) この資料に限ったことではないのですが、この資料2の141番に、地球環境等という町長の意見があります。この意見は電磁波の影響について懸念しておりますが、その回答として、周囲に残置森林を設置するなど住居環境までの距離、数十メートル以上を考慮すれば影響はほとんどないと考えます、とされています。ところが最近の研究では、夜間、特に気温状態あるいは気象状態によって、電磁波が10km以上影響するというデータがあります。そういうデータも考慮して何メートル離れているからいいという短絡的な考えで判断していただきたくないと思っています。それから、町長の意見は電磁波についてですが、同様に気温の上昇、このことについても、丹那盆地という特殊な地形を考慮し、あらゆることを想定して、いろいろな測定をしていただきたいと思っています。影響が小さいとか、そういうような文章が、今回だけではなくて、先の資料にも多々見られますので、何を根拠にそう言っているのかというのが、とても信頼のおけない内容になっています。先ほども出てきているように、特殊な地形ということをもう少し考慮して、想定外のことが起きた場合というようなこともすべて数値的に示していただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

(事業者) 承知いたしました。

(会長) これからは、極力、数値で示していただけるようお願いいたします。

(委員) 22ページの135番に文化財についての見解を示していただいているのですが、函南町の文化財保護担当課と保全協議を実施し、周囲を含め、保存管理計画を立てて、地域住民の意見を反映するようにするということは、まことに素晴らしいことです。次のページの23ページにも、やはりそういった記述があります。保存管理計画を地域住民の皆様、それから町の文化財保護担当と調整し、次の調査までに書類として示していただくことになるのでしょうか。これは、なかなか大変時間がかかるのではないかと考えているのですが、どのような取組みをされるのか、すべての項目でこういった保全管理計画を立てていただけるのであれば、それを是非記載していただきたいと考えているところです。よろしくお願いいたします。

(事業者) 承知いたしました。

(会長) ほかにございますか。

(委員) 87 番の意見に対する回答で表層崩壊のリスクは現状より低減されるということですが、これは必ずしも言えないんじゃないかというふうに考えています。この回答にあるように、地表面の浸透能というのは、今回の事業によっておそらく低下するとは思いますが。森林が失われることで、森林が持っている樹幹遮断の機能、雨の一部を木の葉っぱで捕えて、地表面に到達しないようにするという機能が失われるわけです。したがって、地表面に到達する雨の量は、太陽光発電施設を設置することによって増えると思います。さらに森林がどのようにして表層崩壊を防ぐかということ、樹木の根系、根っこが山の斜面を補強するという効果が一番大きいと思います。森林がなくなることで、そういった補強効果が失われるわけですので、この回答にあるように、表層崩壊のリスクが軽減されるということではできないのではないかと考えられますので、樹木の伐採による影響も十分考慮した上で、影響を評価し、災害を回避するということが必要なのではないかというふうに考えております。以上です。

(事業者) 承知しました。

(会長) はい、よろしく申し上げます。ほかにございますか。じゃあ私の方からちょっとね、1 点すごく大事なことなので、指摘させていただきたいのですが、今の町長意見のですね、

(事業者) 先生の方が手を挙げておられたのですが。

(会長) はいどうぞ。

(委員) 106 番です。カワネズミについても調査を行うというふうになっておりますので、カワネズミの調査はこれまでカゴ罠で捕獲をするという調査が一般的だったのですが、死亡率が非常に高いということが報告されております。このようなことから、カゴ罠を使わないで自動撮影装置を使用したり、最近では環境DNAを使用するというような方法も開発されておりますので、捕獲をしない方法でカワネズミの調査を行うということを御検討いただきたいと思います。以上です。どうもありがとうございます。

(会長) ありがとうございます。事業主さんいかがでしょうか

(事業者) 承知いたしました。検討したいと思います。

(会長) ありがとうございます。よろしくお願ひします。私の方から 95 番と 96 番について、御確認いただきたいのですが、浸透能、土地の浸透能の林地が 0.9 から草地が 0.7 に変化すると書いてありますが、それは単純に間違いでしょうか。それとも本当に今回の開発によって浸透能が 0.9 から 0.7 になるということなのか、そういう解釈でよろしいでしょうか。

(事業者) 気象協会の方から御回答いたします。林地開発のマニュアルに林地 0.9、草地 0.7 という記載がありますので、その数字を使わせていただいているということでございます。

(会長) それは流出係数ではなくて浸透能ですね。

(事業者) そうですね。林地開発ではパンフレット、どこの県でも出されておられますが、このような記載がございますので、それを使わせていただくということでございます。

(会長) はい、ありがとうございます。そうすると森林が、パネルの下の大きな草地になることによって浸透能が低下するという解釈でよろしいということですね。

(事業者) そのような解釈で、また林地だったところが草地というか、植林はしないのですけれども、草を生やすことをしますので、パネルの付近も緑化するということから、草地になるというふうに判断いたしましてこのような記載をしております。

(会長) わかりました。そうすると、降雨の流出については、さきほど委員からの話がありましたけど、降雨の樹冠遮断とか、そういうことも一応、計算には加味して、それと浸透能の流出を加味するという考えでよろしいのですか。

(事業者) そのようなことから 0.9 から 0.7 になるというふうに考えております。

(会長) そうですか。それじゃちょっと我々の方ももう一度確認をしてみます。

(事業者) よろしくお願ひします。

(会長) はい、ありがとうございます。じゃあほかに御意見がございますか。私の方からもう1点、お願いなのですが、今、方法書についての審査をさせていただいておりました、回答の中の多くに、準備書時点で記載しますという回答が非常に多いので、そのことを少し懸念しております。事業計画自体は、もちろん現地調査をすることによっていろいろ変わっていくと思われませんが、現在の熟度、事業計画の熟度に応じて、しっかりと対応していかないとしっかりとした調査ができないのではないかと懸念しています。それが「今の審査中には時間があまりありませんので、準備書の段階で記載します。」と言われると、そのときに手遅れになることが多くなるような気がしています。例えば動物や植物についても、資料の収集が不十分であるというような意見が町長からも出ています。そうすると、今の時点でもう一度資料の収集をやっていたかないと、適切な時期に調査ができないということになりますので、今できることは、今御検討いただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。他にございますか。

(事業者) わかりました。

(委員) 94番ですけれども、先ほど前半説明されたのですが、後半のところの意味がわからない記述があったので、質問したいのですが。水素、酸素の同位体比の分析は水の人為的な影響（人為的なものは軽い同位体の割合が増える）を見るために有効な手法、と書いてあるのですが、どういうことなのか説明していただけますか。

(事業者) 同位体分析ですか。同位体分析につきましては、ここではHとOのことについて言われていると思います。人為的な影響であるとか、高いところに降った雨と低いところに降った雨では、同位体が異なるということや、あとは氷では重い同位体が多いということが言われておりますけれども、降雨の場所の違いというのは測定がきちりできたとしても100mぐらいの誤差が出てしまうことがあると聞いています。この対象事業実施区域の高度差を考えますと、同位体の分析を行うよりも、現実的には、ヘキサダイアグラム、それが作れるイオン成分の分析を行うことで、その起源の変化について把握ができるのではないかというように考えております。

(委員) 私の質問は人為的なものは軽い同位体の割合が増えるということについてなのですが。

(事業者) はい、それは、HやO、Sなんかもそうなのですが、天然物はどうしても重たい同位体が多いのですけれども、どうしても人為的なものが増えてきますと、軽い同位体の方に移っていくと。例えば河川でも上流域と下流域を調べていった場合、下流域の方が軽い同位体が多いというようなことがございますので、それをもって、人為的な影響をもって軽い同位体が増えるというような回答させていただきました。

(委員) 今おっしゃっていることは全く間違っています。町長意見において、水の起源が同位体で分かるのではと述べているのは、涵養標高のことを聞いているものになります。回答の中でも、涵養標高がわかるとおっしゃっていましたが、そのことになります。ですから、高度が高いと水の同位体は低いし、高度が低い下流部では水の同位体が重いわけです。見解で示されたような、人為的なものは軽い同位体が増えるというような記述を見たのが初めてだったものですから。

(事業者) わかりました。ちょっと私の認識が、ほかの同位体のこと、例えばイオン濃度みたいなことと混合してしまった可能性がありますので、調べさせていただきます。

(会長) はい、それでは、ほかの委員の先生方から何か。私の方から2つ検討のお願いがあります。1つは先ほどの浸透能のお話ですけれども、今、ちょっと林地開発の許可基準を見たのですが、あんまり浸透能が0.9とか0.7という数字がちょっと見当らなくて、あくまでも流出係数で表示されていると思うのですね。ですので、もう一度確認をいただいて、もし修正が必要なら修正をしておいていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

聞こえましたでしょうか。

(事業者) はい。

(会長) それからもう一つ、112番のミスミソウですけれども、一般論として葉っぱの生えている時期に行けば、葉っぱで見分けられるから、大丈夫だという御意見はわからないでもないのですが、指摘されている以上、生育しているかどうかを確認する必要があると思います。御存じのように植物の場合は、分類はすべて花、花の構造によって分類、同定されるというのが一番の根拠になるかと思いますが、冬場にやれとは申しませんが、ミスミソウがもし2月若し

くは3月に花がこの時期咲くのであれば、しっかりと花の時期に行くということが、基本的な調査の原則かというふうに思いますので、それを御検討いただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

(事業者) 承知しました。

(会長) ほかにございますか。では、およそ審査員の質疑応答とそれから町長さんからの意見に対する質疑応答が出尽くしたかなと思いますので、このあたりで終わりにしたいと思っております。ただもう既に御理解いただいたかと思いますが、方法書の議論というのはあくまでも一般の調査方法をというのではなく、一般の調査方法を踏まえた上で、地域特性を考慮して、どう科学的な調査を、時期、内容、方法、頻度についてやるかという審査になっております。そういう意味では、この間のやり取りの中で、特に土地の安定性や地層に関することについては、専門家が事業者側に御出席してはいないようですので、十分な御回答を得られてないというふうに考えています。その辺りについては、今後の準備書手続での審査ということになるかと思っておりますけれども、準備書手続では、しっかりお答えしていただけるように、準備をお願いしたいと思っております。

それから今回の方法書の中で我々が指摘させていただいたものについては、詳細を答申案の方で出ささせていただくということになると思っておりますが、今すぐやらないと準備書段階では遅くなるという項目もたくさん指摘させていただいたかと思っておりますので、その辺りについても是非御検討をお願いしたいと思っております。よろしいでしょうか。

(事業者) はい、承知いたしました。

(会長) それではありがとうございます。ここで事業主さんは、退席していただいて結構です。ありがとうございました。

(事業者) ありがとうございます。

(会長) 委員の皆さん、答申案の審議に入るのですけれど、答申案の審議だけでも、これまでの様子を見てみると、そんなに簡単にいかないように感じております。そこで、今日は、事務局から答申案を説明いただくこととして、次回に最終的な答申をまとめるというような形を考えています。次回審査会の最初の段階で最終的な答申案をとりまとめることとし、今日は事務局の方から説明

をいただくという形にさせてもらうおうと思いますけど、よろしいですか。それでは、3時半から10分ほど休憩を挟んだ後に、再開したいと思いますので、よろしくをお願いします。

<休憩>

3 答申の調整

(会長) ウェブの先生方、聞こえていたら手を挙げていただけますか。聞こえましたね。はい。

それでは方法書に対する答申について、審議を始めたいと思いますが、今日は残り時間があまりありませんので、事務局から答申案の説明をいただくまでといたしまして、次回の審査会の初めに答申案の最終決定をしたいと思いますのでよろしくお願いいたします

(1) 答申案の事務局の説明

(事務局) 事務局です。

それでは事務局がまとめました答申案につきまして御説明をさせていただきます。

まず、この表のつくりなのですが、一番左側に函南町町意見、アセス委員の先生方からの意見、県庁内の各課からの意見、あと住民の皆さんからの意見をそれぞれ、全文をなかなかのせることが難しかったので、要点を取りまとめて掲載してあります。それをさらに環境の項目毎に分類してあります。

もう一つ一番上の方には書いてあるのですが、この函南太陽光発電事業に該当する特別な配慮した事項というものがあります。例えば9ページを御覧いただきたいのですが、若干薄い色で答申案のところを着色してあります。その手前の8ページを見ていただきますと、今度は黒塗の白抜きとなっている部分があるのですが、こちらにつきましては今回の答申案に反映をさせられなかった意見になります。なので、その理由について、白抜きの字で補足してあります。一応この答申案の調整表につきましては、以上のつくりで構成しております。

それでは中身の方についてお話しをさせていただきます。

まず、全般としてなのですけれども、1、2、3番の意見を取りまとめたのが一番右側の答申案となっています。基本的には技術指針に基づいて、しっかりやることと、さらには今回の函南町のこの事業につきましては土砂災害や河川災害への不安の声が非常に大きいことから技術指針に定められています土地の安定性や河川の変化そういったものをしっかりとやるようにということを書かせていただきたいと思います。

続きまして2つ目ですけれども2つ目につきましてはこれはある程度、定型文なのですけれども、地元の理解というのが必ず必要なものですから、答申案の方では協力を得ることが必要不可欠というような表現とさせていただいてるところです。

2枚目の方を御覧ください。2枚目の方の内容は町長意見でもその先行事例や最新の知見、専門家の助言をしっかりと踏まえなさいということがありまして、毎回これも定型文に近いのですけれども、そのような内容を取り込んだ意見としております。

下の3つにつきましては、環境の保全の見地からの意見と、少し述べづらい部分、あとは答申として述べるには少し適さない、なんて言うんでしょうね、答申は知事の意見に直結しますので、ちょっと高所からの意見を採用したいものですから、そういう面から、採用が難しいということで黒塗りにさせていただいてあります。

3ページの方を御覧ください。ここからは各項目ごとの意見になります。まずは大気汚染からになります。大気汚染につきましては、工事車両の通行に伴うその影響、しっかりと考慮しなさいということがありましたので、そういうような意見とさせていただいています。2つ目は具体的にこういう物質、具体的には二酸化窒素だったり浮遊物質を測りなさいという意見を述べさせていただいているところです。

続きまして4ページを御覧ください。4ページは騒音と振動になるのですけれども、まず初めに騒音・振動について調査をしてくださいという意見、今回は道路が住宅地に近接することから、道路の交通量をしっかりと加味してやりなさいという意見を述べさせていただこうと思っております。

一番下なのですけれども、こちらの意見、ちょっと読みますと、家屋の損傷・補償に関する意見のように読めますので、そちらはアセスでは対応できないということで黒塗りにさせていただいているところです。

続きまして5ページを御覧ください。5ページ6番のところの意見は、まず除外をすべき他の影響の排除についての意見がありましたので、述べさせていただきます。7から12番までにつきましては、稼働後の影響をいろいろ意見をいただいていたので、稼働後の影響、特にパワーコンディショナーや空調機器の音や騒音や振動について、述べさせていただくような形としました。

続きまして6ページをお願いします。6ページ以降、今度は水質汚濁についてです。こちらの意見は、濁水の濃度をしっかり予測しなさいというような意見がありました。さらには濁水が生態系に影響を及ぼすということがありましたので、それらを踏まえて右のような意見とさせていただこうと思っているところです。

下の4から9につきましては、大雨の時の濁水の状況をしっかり把握する必要があるということで、大雨の時にしっかりと測定をすること、自動観測機器などについても検討しなさいというような意見とさせていただきます。

7ページを御覧ください。こちらについては項目が細かいのですが、上の2つがアルカリ排水に関する意見、次が雨水が長期間溜まることによってPHが変化するのではないかとということへの調査を求める意見、そして3つ目がパネルに含まれる有害物質ですね、そちらが流出する恐れがあるということからそれに対する対策をしなさいという意見になっています。

4つ目、14番のところですが、除草剤の使用についても皆さんから多くの意見がありましたので、例えば除草剤、事業者が使わないと言ってるものですから、使う場合にはという条件を付けた上で調査を求めるという形としております。

続いて16と17番のところなのですが、こちらは調査地点に関する意見です。しっかりと調査地点を検討して下さいという意見とさせていただきます。

続きまして8ページですけれども、8ページは22、23、24のところですが、それぞれ植物、動物、生態系、函南町長意見に、同じような意見がありましたものですから、水質の方で一つとさせていただくような形をとりました。水質に影響がある場合には下流にある水生生物であったりとか、水田雑草群落に影響を及ぼす可能性がありますので、そういうことも調査をすることという意見とさせていただきます。

9 ページを御覧ください。9 ページは重要な地形・地質になります。こちらにつきましても、この計画地がまず丹那盆地の近く、丹那盆地というのはジオサイトになっておりますので、そちらへの影響、また丹那断層があるということで、そこを改変することによる影響を改変量として評価しなさいということ意見をしております。

10 ページを御覧ください。土地の安定性についてです。今日も傾斜区分図が示されましたけども、こちらは急傾斜であり、また今までにも意見が出ましたが、地質が脆弱であるという話がありましたので、それらを踏まえまして、しっかりと傾斜地や盛土の安定性、またそのような場所に構造物を設置することから、地盤の強度というものを土地の安定性として評価しなさいという意見とさせていただきます。

10 ページの下ですね、7 番のところ…

<資料不備のトラブルがある>

土地の安定性はとばさせていただきます。12 ページ以降は入っていらっしゃいますか。12 ページ、すみません、御説明させていただきます。

12 ページ以降ですみません、お願いします。

河川と地下水位の変化を一つにまとめております。1 番の意見は、雨水の浸透量や保水能力、下流、利水への影響ということがありましたので、それらを踏まえまして、意見としましては、雨水の浸透量や土壌の保水力の変化、水源としての利用への影響ということ踏まえて、河川や地下水の水量に影響がないかどうかを評価することと、という意見とさせていただきます。

続きまして 13 ページを御覧ください。13 ページ 10 から 13 までの意見をまとめて 1 つとしています。こちらは河川の流下能力を把握しなさいという御意見が多かったことと、あとは下流に溜池があったりしましたり、柿沢川という川が流れていたり、その先にさらに狩野川という川が流れているのですが、そこまでの影響を求める意見がありましたので、まずはじめにしっかりと流下能力を把握して、河川の流量の変化を予測・評価しなさいという意見とさせていただきます。その結果として、下流まで影響が及ぶことが明らかになった場合には範囲を広げて調査をすることと、というような意見としております。

続きまして 14 ページを御覧ください。14 ページこちらは先ほどとほぼ同じつくりなのですが、下流の生態系や水田雑草群落への影響と動物、植物、生態系

の意見を、河川、地下水の変化、のところに持ってこさせていただいています。流量がそういう生態系や河川の生物に影響するのではないか、影響する場合には調査しなさいという意見とさせていただきます。

続いて15ページを御覧ください。15ページは項目が変わりまして、今度は土壌・土砂の流出の堆積になります。こちらは委員からの御意見が主でして、浸食の防止、そのための緑化、緑化するとシカの食害に合う、そういうことを踏まえまして、まずは雨水による浸食を防止するような対策をとった上で予測、評価をしなさいというのが一番最初の段落になっています。2つ目の段落はその浸食を防ぐために、緑化をするのはいいんだけど、シカの食害に合うの可能性があるので、そういうことも踏まえてしっかり評価をすることという意見とさせていただきます。

16ページを御覧ください。動物、植物、生態系につきましては最初に一般的な事項を持って来まして、その後に個々の意見という構成とさせていただきます。まずこの部分は一般的な全般に当てはまる部分となっています。

1～7までの意見は、調査範囲や調査期間についての意見でしたので、それをまとめて右のような答申案、調査範囲や調査期間をしっかりと示すことということとさせていただきます。

17ページを御覧ください。17ページの最初の答申案と2つ目の答申案につきましては、その調査をする種の話であったり、綱・目・種、類と言うのですかね、もうちょっと大きい分類のことを追加しなさいという意見とさせていただきます。

答申案の3つ目、14、15をまとめた意見ですが、こちらは特に太陽光パネルの輻射熱、太陽光パネルが溜める熱ですね、そういうものが影響するんじゃないかという御意見がありましたので、それを調査してほしいとしています。ただ一方であまり知見というか、確立された手法がないようなものですから、しっかりと事例を収集することと、その上で評価してくださいという意見とさせていただきます。

18ページを御覧ください。こちらは動物のうち鳥類の御意見になります。最初の4つは鳥類の調査地点であったり、調査時間に関する御意見でしたのでそれらを踏まえて答申案とさせていただきます。2つ目、下の方の御意見は調査の方法、夜間や早朝の活動する種をどのように調査をしたらいいかとい

うことで、こういうことを検討しなさいという答申案とさせていただいております。

19 ページを御覧ください。19 ページはまず最初、6 から 10 につきましては、希少猛禽類の話です。希少猛禽類であるオオタカやクマタカの営巣が確認された場合にはということで、確認された場合に、2 営巣期の調査、残置森林の配置などを求める答申案となっております。

一番下の答申案ですけれども、こちらについては先ほども委員からも御意見がございましたが、パネルへの衝突ということなのですけれども、こちらの事例を収集して予測してほしいというような形とさせていただいているところです。

20 ページを御覧ください。動物への意見です。上から一つ飛ばしまして、白抜きのところ、白になっているところですが、採用したのですが、稼働後の動物への影響の配慮をすること、2 つ目がパワーコンディショナーなどの電磁波が及ぼす影響、こちらまず事例収集をしっかりして下さいということにしております。3 つ目は魚類や水生昆虫について冬季期調査を求める意見、4 つ目が環境DNAによる同定を求める意見とさせていただいております。

21 ページをお願いします。21 ページちょっと黒の白抜きが多くなっているのですが、この場所で求めなければならない調査手法というのが何かと考えた時に、ここならではという要素が弱いものについては、黒の白抜きとさせていただきます。ここについては、先生方の御意見をいただきたいと思っております。一方で昆虫の夏季の調査というのは必ずやるべきだろうというふうに考えられたものですから、こちらは採用させていただくこととしております。

22 ページを御覧ください。ここから植物になります。最初の答申案は地域特性を踏まえることと、適期にしっかり調査を行うことを求める意見としております。2 つ目が、過去に調査をやったあるということなのですが、それがちょっと全域かどうかわからないと、さらにはレッドデータブックが更新されていると、ということがありましたので、もう一度調査をどうするかを見直してほしいという意見とさせていただきます。3 つ目がこちら植物の地域特性を踏まえてどのように管理してどのような植物相としていくかという計画を立てて下さいという意見とさせていただきます。一つ飛ばしまして、その次は先ほど会長からお話しがありましたミスミソウの意見です。で、一

番下はブナやアラカシの巨木を確認された場合には保全措置を検討してほしいという意見としております。

23 ページですが、こちらは、菌類、キノコですね、そちらの調査を春と秋、二期はやることと。今やっておりますのでそこを求めるような意見とさせていただきます。

24 ページを御覧ください。24 ページは生態系に関する意見で、まず最初に生態系の調査を1年間、どの調査もそうなのですが1年が基本なものですから、1年やってほしいということをお願いしております。2つ目が、特に町と住民の方から意見がありましたが、有害鳥獣の生息区域が奪われるということで、周りに影響があるのではないかと。なので、生態系として調査をすることをというように求めています。

25 ページを御覧ください。25 ページから今度は景観に変わります。1 から 9 につきましては景観の調査地点、眺望地点の追加、こういう所でやった方がいいのではないかと一ぱい意見がありましたので、そちらを踏まえて答申案とさせていただきます。下の方は今度は調査の時期です、時期に関する御意見をいただきましたので、時期というかこれは調査項目としての時期です。先ほども御意見をいただきましたが、造成中の景観をしっかりと予測をすべきだということでしたので、そちらを踏まえて答申案とさせていただきます。

次のページを御覧ください。26 頁です。最初の2つはフォトモンタージュを用いて四季、可能な限り四季の調査を行うことを意見とさせていただきます。2つ目が盆地景観への配慮、それから住宅地や別荘地というのが近隣にありますので、そちらからの景観への配慮、配慮の仕方としてはガイドラインなどを踏まえまして、配置や高さ、色彩、残置森林の配置など、というのをしっかりと検討しなさいという意見とさせていただきます。

27 ページを御覧ください。27 ページはこの丹那盆地というのが非常に特殊な景観をしていると、ジオサイトになっていると、そういうことを踏まえまして、景観の変化を可能な限り軽減するようという意見としております、こちらはジオの協議会の方にも確認しまして、この程度の意見を述べてほしいということでしたので、それを踏まえる形としております。

続きまして 28 ページを御覧ください。28 ページは文化財になります。いろいろ御意見があったのですが、技術指針では文化財を細かく対象として規定しておりますので、2 番、3 番、4 番の意見を踏まえるような形とさせていただきます。根府川通それに関する史跡がある可能性があるということなものですから事前にしっかりと函南町と協議すること、調整することということでまとめさせていただきました。

次に 29 ページ、人と自然とのふれあいの活動の場に関してですが、こちらは、場所についての影響を評価する形となっておりますので、この御意見の中で場所について触れているウォーキングマップ、歩きたくなるような町、函南の散策コース、こちらと工事車両のルートが重なっているということを踏まえてしっかり予測することという形とさせていただきます。

30 ページを御覧ください。廃棄物です。廃棄物は大きく 3 種類で 1 つがパネル、1 つが残土、1 つが大量の伐採木です。こちらについて量を把握することと適正に処理すること、予測することとを求めています。

31 ページ、こちらは反射光と輻射熱に関する意見とさせていただきます。まず反射光の予測・評価の視点なのですが、こちらは住宅地からだけではなく、主要な眺望点からもやっておいてもらった方がいいのではないかということで、景観の眺望点に準じて設置して下さいという形とさせていただきます。下の方は輻射熱の影響が、人や家畜に影響があるのではないかという御意見がありましたものですから、そちらについては事例や知見を収集してほしいということとさせていただきます。

32 ページを御覧ください。32 ページは大きく 3 つですね、交通影響と、電磁波、放射線という形になっております。まず交通影響につきましては、当然狭い道を通りますので、工事車両の通行が地域交通に影響を及ぼしますので、周辺道路の渋滞や安全性をしっかりと予測、評価してくださいという意見とさせていただきます。電磁波につきましては、こちらもどのような影響があるのか、なかなか調査が難しい部分があるので、こちらも事例や知見をしっかりと収集してくださいという形にさせていただきます。最後、放射線ですけれども、この事業は放射線を発生させませんので対象外としております。

最後、33 ページにその他としまして、3 つ答申案としてさせていただいております。1 つが森林伐採とパネルの設置による気温の上昇などの影響、そういうものがあるのかどうかということを知見を集めて予測して下さいという形しております。2 つ目は太陽光パネルが台風などで飛散した場合やまた壊れた時には漏電して火災を発生するおそれがあるということなので、それらに対する対策を記載しなさいと、ちょっと環境影響とは違いますので、対策を記載してくださいぐらいの意見とさせていただいたところです。最後が、盆地地形に太陽光パネルを設置することになりますので、パネルで音が反響するのではないかという御意見がありましたことから、そちらについても事例や知見を収集してほしいと、という形とさせていただいております。

資料が配られましたので、もう一度、土地の安定性について最初から御説明をさせていただきます。10 ページ、11 ページですね。まず土地の安定性、この現地の地形状況、地質状況を踏まえた上で、その傾斜地や盛土の安定性をしっかりと評価すること、構造物が設置される地盤の強度を評価すること、という2つのことを最初で求めております。

7 番のところ、8、9、10、11 ページ、次のページまで続くのですが、こちらの意見が森林を伐採することに伴う保水力の低下、降雨の影響、それらと崩壊の関係、そういうものをしっかりと評価してほしいということでしたので、答申案としましても、それら森林伐採にともなう保水力の低下や降雨の影響も併せて検討しなさいという意見とさせていただいております。

12 番と 13 番、こちらが解析の話ですね。土地の安定性を評価するにあたって、円弧すべりを用いた安定解析というのを行うのですが、そちらを当然切土や盛土ではやること、また改変をしなくても、森林を伐採する場所やパネルを設置する場所もやってください、さらに解析に用いる数値があるのですが、そういうのはしっかりと準備書に記載してわかりやすくしてくださいという意見とさせていただきました。土地の安定性は以上です。

これで一応全体につきましては、事務局から説明させていただきました。ありがとうございます。あと先生方のところには、お手元に1枚紙を配らせていただいたのですが、事務局で考えております、「はじめに」と「全般的事項」についての案文になります。こちらにもお目通しいたくださいませ御意見をいただけたらと思います。以上です。

(2) 会長の審議終了の言

(会長) はい、ありがとうございます。時間が超過しているのですが、どうしても確認をしておきたいという方がいらっしゃれば。よろしいですか。今後の予定としては、皆様のお手元に「はじめに」というのが配布されているかと思えます。これは別途お渡ししている資料3の前段に当たるもので、その後ろに、全般的事項があつて、お配りしている答申案になっております。

今日は既に時間が過ぎておりますので、次回6月18日の最初に、これについて最終確認をさせていただいた上で、答申案として取りまとめるということにさせていただきたいと思えますので、それまでに御意見、御質問等があれば、事務局の方に事前にいただけましたら、次回には、御意見を反映した答申案が配布されると思えます。どうぞ、よろしくお願ひします。

では、私の方は以上を持ちまして、時間となりましたので会議を終了したいと思います。それでは事務局の方にお返しします。よろしくお願ひします。

4 閉 会

(事務局) 御審議ありがとうございました。答申案につきましては、次回審査会においてまとめて御審議をいただきますので、よろしくお願ひいたします。

それではここで環境局長から、一言お礼を申し上げます。

(静岡県) 本日は大変長時間にわたり御審議をいただきまして、また多くの御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。マイクの不都合によりまして、度々、審議が中断しましたこと、深くお詫び申し上げます。次回はこのようなことはないようにしっかりと準備をしまいたいと考えております。

今回の事業に関しましては、先ほど会長からも御案内がありましたように、また6月18日にですね、次回の審査会が予定されておりますので、そちらで答申案の取りまとめをお願いしたいと思います。なお、次回の審議会につきましてはちょうど委員の改選、任期をまたぐというようなタイミングになりますので、次回からですね、新しい議員の皆様で審議をしていただくということになります。

ここで今回の審議会をもちまして御退任となりますお2人の委員にお礼を申し上げます。

はじめに委員でございます。

(委員) どうもお世話になりました。

（静岡県） 委員におかれましては、昆虫類の専門家として、4期8年の長きにわたり委員に御就任をいただきました。就任期間中はリニア中央新幹線を始め、道路事業やゴミ処理施設、近年では風力発電事業などの実施が、昆虫類の生息に及ぼす影響とその保全につきまして高い見識から貴重な御意見をいただきました。誠にありがとうございました。

もう一人方は松浦美樹子委員でございます。松浦委員は、本日は御欠席でございますけれども、海洋の専門家として1期2年、委員に御就任をいただきました。就任期間中は洋上風力発電事業や御前崎港のバイオマス発電事業など、高い見識から貴重な御意見をいただきました。誠にありがとうございました。

また継続して御就任いただく委員の皆様におかれましては、引き続きよろしくお願いを申し上げます。

以上、簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

（事務局） 最後に事務局から連絡事項を申し上げます。次回の審査会では、（仮称）函南太陽光発電事業の答申案と（仮称）沼津真城山風力発電事業の方法書の御審議をお願いいたします。次回6月18日金曜日に開催の予定です。また改めて御案内させていただきます。よろしくお願いいたします。それでは、令和3年度第3回静岡県環境影響評価審査会を閉会いたします。長時間にわたりありがとうございました。